

水道の管理について

1. 水道の管理区分について

町が布設した水道管(本管)から分岐し、ご家庭の蛇口までの給水用具を給水装置とといいます。

給水装置は、お客様の費用負担で施工された個人の財産になりますので、お客様に管理していただきます。ただし、メーター器は、町からの貸与品です。

※根拠法令

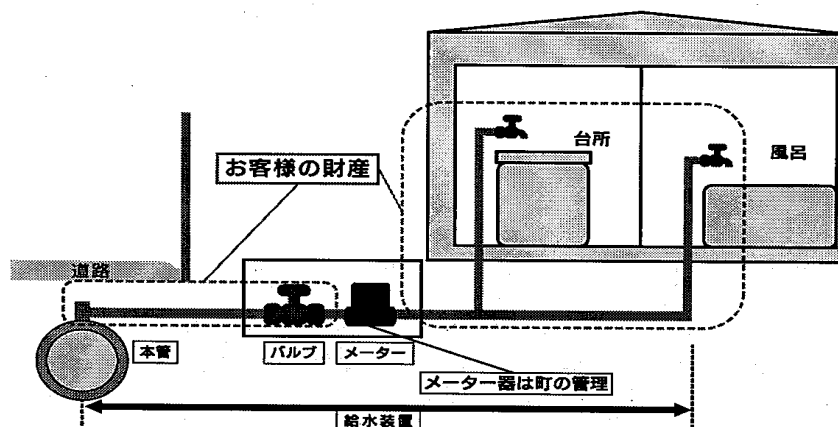
水道法(用語の定義)

第3条第9項 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

2. 漏水修繕について

個人敷地内での漏水や不具合等が生じた場合は、お客様の費用負担により修理していただきます。また、修理は町指定の水道業者でなければ行うことが出来ませんのでご承知ください。

イメージ図



※根拠法令

西伊豆町条例

(水道使用者等の管理上の責任)

第26条 水道使用者等は、善良な管理をする者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届でなければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者の負担とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。